32　39の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

（記載例）　何地球局　何国何州何市内

33　40の欄は、日本において運用される無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

（記載例）　何地球局　回線制御　周波数割当　何回線　何国何州何市内

34　41の欄は、無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

⑴　略

⑵　本邦内において運用される無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

（記載例）　何施設　衛星資源割当て、網管理　何国何州何市内

⑶　申請者又は免許人が実施可能な無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）

（記載例）　電波の発射（開始、停止）、使用チャネルの選択、空中線電力の制御

35　42の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「○○総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

［削る］

36　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

37　適合表示無線設備の場合は、４の欄、５の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び25の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面（ブロッキングチャートを除く。）は添付しないこと。

38　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

39　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

40　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

41　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

39　37の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

（記載例）　何地球局　何国何州何市

40　38の欄には、日本において運用される無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

（記載例）　何地球局　回線制御　周波数割当　何回線　何国何州何市

41　39の欄には、無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

［⑴　同左］

⑵　本邦内において運用される無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

（記載例）　何施設　衛星資源割当て、網管理　何国何州何市

⑶　申請者又は免許人が実施可能な無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）

（記載例）　電波の発射（開始、停止）、使用チャンネルの選択、空中線電力の制御

42　40の欄は、移動範囲のコード表により該当するコードを記載すること。

43　41の欄の記載は、次によること。

⑴　外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略することができる。

⑵　施行規則第33条第７号の規定に基づき技術操作を管理する者を選任する無線局である場合は、日本において運用される無線局を制御し、又は管理する外国の無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力（制御又は管理に関するものに限る。）を記載すること。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］